

特別養護老人ホーム長生苑運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人健寿会が経営設置する特別養護老人ホーム長生苑（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じる。
- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 3 施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。
 - 4 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努める。
 - 5 施設は明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係諸機関との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム長生苑
 - (2) 所在地 千葉県茂原市南吉田4061番1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

- 第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 施設長 1名
 - ・常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。但し、入所者の処遇に支障がない場合は、同敷地内の他事業所施設等の職務に従事従業者に従事する。
 - (2) 医師 1名（嘱託医）
 - ・入所者の診断、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - (3) 介護支援専門員 1名以上
 - ・施設サービス計画書の作成等を行う。

- (4) 生活相談員 1名以上
 - ・入所者の生活相談及び処遇の企画や実施等を行う。
- (5) 介護職員 17名以上（常勤換算法）
 - ・入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員 1名以上（常勤換算法（ただし、1名は常勤））
 - ・入所者の看護及び診療の補助並びに保健衛生管理を行う。
- (7) 管理栄養士または栄養士 1名以上
 - ・献立の作成、栄養量計算及び給食に関する記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務）
 - ・入居者の日常生活上の機能訓練を行い、生活機能の改善又は維持を図る。
- (9) 事務職員 2名以上
 - ・必要な事務及び管理業務に従事する。
- (10) 調理員 委託職員
 - ・入居者の給食業務に従事する。
- (11) 運転兼管理員 1名以上
 - ・入所者の搬送及び営繕業務に従事する。

第3章 入所定員

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、50人とする。

（定員の厳守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退所）

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、施設幹部職員等で協議する。

- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

第11条 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。
- 5 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。
サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 6 職員は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 7 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 8 サービスの質の評価を行い、常にその改良を図る。

(介護)

- 第12条 1 週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。
2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
4 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備する。
5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
6 常時1人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。
7 入所者の負担により、施設の職員以外のものによる介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に考慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。
(1) 朝食 午前 7時45分 ～ 午前 8時45分
(2) 昼食 午前11時45分 ～ 午後12時45分
(3) 夕食 午後 6時00分 ～ 午後 7時00分

(相談及び援助)

- 第14条 入所者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。
2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練及び栄養管理、口腔衛生管理)

- 第16条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。
2 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
3 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。
2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入所者の入院期間中の取扱)

- 第18条 入所者が医療機関に入院する必要がある時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよ

うにする。

(利用料等の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に係る費用

入所者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用とする。

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
食事の提供に係る費用	300 円／日	390 円／日	650 円／日	1,360 円／日	1,650 円／日

(2) 居住に係る費用

居住に要する光熱水費及び室料に相当する費用とする。

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
居住に係る費用	0 円／日	370 円／日	370 円／日	370 円／日	850 円／日

但し、令和6年8月1日から利用者負担第4段階の方については、915円／日へ変更となる。

(3) 入所者が選定する特別な食事の費用

(4) 理美容代

(5) 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの。

4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入所者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第23条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康検査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(緊急時等の対応方法)

第27条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
- 3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第29条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第30条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第31条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第32条 入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、介護職員等の勤務体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務にあつては、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のため、研修の機会を設ける。その際、施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 施設は、適切な施設サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第33条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 従業者に対し、施設における感染症及び食中毒の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知する。
 - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防またはまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、施設における感染症及び食中毒の予防またはまん延の防止のための研修並びに感染症又は食中毒の予防またはまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

- 3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
- 4 感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第34条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第35条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第36条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保健団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保健団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第39条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び発生の対応)

第40条 施設は事故が発生または再発することを防止するため、次の各号の措置を採る。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が規定された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事

実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知する。

- (3) 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的実施する。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際し採った措置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 5 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待防止に向けた体制等)

第41条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 長生苑では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(会計区分)

第42条 サービスの事業の会計を、その他事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第43条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しておかなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容
- (3) 身体的拘束等の対応及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- (4) 市町村への通知に関する事項
- (5) 苦情の内容等
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置

(その他運営についての留意事項)

第44条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備し改善する、業務改善サービス向上委員会を設置する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(その他)

第45条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人健寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第46条 施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規定において（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することが出来る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う事が規定されている又は想定されるもの（及び事項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）

2 施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾、その他のこれらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に加えて電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(議決)

第47条 この規程を改正及び廃止するときは、社会福祉法人健寿会の議決を得るものとする。

附則

この規程は、平成13年 4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より変更する。

この規程は、平成19年 7月1日より変更する。

この規程は、平成20年 1月1日より変更する。

この規程は、平成27年 4月1日より変更する。

この規程は、平成27年 8月1日より変更する。

この規程は、平成30年 4月1日より変更する。

この規程は、令和 3年12月1日より変更する。

この規程は、令和 6年 7月1日より変更する。